

(施設の設置に係る助成金の交付)

第6条 条例第15条第1項の集団化を行うための施設(以下「集団化施設」という。)又は同項の共同施設の設置に係る助成金の交付は、次に掲げる要件に該当する施設を設置する協同組合等に対して行うものとする。

- (1) 当該施設が、生産性の向上、労働環境の改善及び公害の防止に資するものと認められること。
- (2) 当該施設が、協同組合等において永続的に活用されるものと認められること。
- (3) 当該施設が、特定の組合員の利益のみを目的とするものでないこと。

2 前項の助成金は、土地、建物及び償却資産を対象に算定するものとし、その適用範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 土地 その取得の日の翌日から起算して3年以内に当該土地を敷地とする集団化施設又は共同施設の建設の着手があったもの
- (2) 建物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の3に規定する準耐火建築物又はこれに準じる耐火性能を有する構造の建築物として次に掲げる要件に該当するもの  
 ア 外壁及び軒裏が、建築基準法第2条第8号に規定する防火構造であること。  
 イ 屋根が、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第136条の2の2各号に掲げる技術的基準に適合するものであること。  
 ウ ア及びイに定めるもののほか、建築物の各部分が、防火上支障のない構造であること。
- (3) 償却資産 集団化施設又は共同施設の設置のために必要な最小限度の機械及び装置、建物附属設備等

3 第1項の助成金の額は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。ただし、これによることが適当でない認められる場合は、市長が別に定める額とする。

1 協同組合等( <u>商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項</u> に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びにこれらに準じる団体で市長が認めたもの(以下「 <u>商店街振興組合等</u> 」という。)を除く。)が設置する次に掲げる施設 (1) 街路灯、アーケード、カラー舗装、駐車場、物品預り所、休憩所その他の一般公衆の利便を図るための施設 (2) 中小企業者等の事業活動に伴って副次的に生じる大気汚染、騒音、悪臭、水質汚濁、産業廃棄物等を防止し、又は処理するための施設	施設の設置に要した費用のうち、市長が認める額(土地については、当該施設の建築面積の2倍(製造業に属する事業の用に直接供する施設にあっては、3倍)を超えない部分に係る費用に限るものとする。以下この表において同じ。)に100分の10を乗じて得た額又は2,000万円のいずれか少ない額
2 協同組合等(商店街振興組合等を除く。)が設置する1の項各号に掲げる施設以外の施設	施設の設置に要した費用のうち、市長が認める額に100分の5を乗じて得た額又は2,000万円のいずれか少ない額
3 商店街振興組合等が設置する1の項第1号の施設	施設の設置に要した費用のうち、市長が認める額に100分の20を乗じて得た額又は4,000万円のいずれか少ない額
4 商店街振興組合等が設置する1の項第1号の施設以外の施設	施設の設置に要した費用のうち、市長が認める額に100分の10を乗じて得た額又は2,000万円のいずれか少ない額